

平成 31 年度 建設工事入札制度の改正について

平成 31 年 4 月から、下諏訪町の建設工事における入札制度を次のとおり改正します。
ご理解とご協力をお願いします。

1 前金払及び中間前金払の支払限度額の撤廃

工事着手時の前金払及び、前金払に追加して支払われる中間前金払について、着工資金の円滑な確保を通じて公共工事の品質及び適正な施工を確保するため、次のとおり支払限度額を撤廃します。

◆前金払の支払限度額の撤廃

【改正前】請負代金の 10 分の 4 以内、限度額 1 億円

【改正後】請負代金の 10 分の 4 以内、限度額 撤廃

◆中間前金払の支払限度額の撤廃

【改正前】請負代金の 10 分の 2 以内、限度額 5 千万円

【改正後】請負代金の 10 分の 2 以内、限度額 撤廃